

一般社団法人水戸観光コンベンション協会コンベンション部会規約

(目的)

第1条 水戸市及び周辺地域へ各種会議，大会等を誘致し，交流人口を増大させ，併せて地域経済の発展に資するとともに，会員相互の交流と親睦を図ることを目的として，一般社団法人水戸観光コンベンション協会にコンベンション部会（以下「部会」という。）を設置する。

(部会員)

第2条 部会員は，一般社団法人水戸観光コンベンション協会会員の中から，前条の目的に賛同する会員をもって構成する。

(部会費)

第3条 部会員は，部会費として，1口，1,000円，10口以上を納入しなければならない。
2 既納の部会費は，いかなる理由があっても返還しない。

(事業)

第4条 部会は，第1条の目的を推進するため以下の事業を行う。

- (1) 水戸市及び周辺地域への各種会議，大会等の誘致
- (2) コンベンションに係る情報等の収集
- (3) コンベンション先進地の視察研修
- (4) 部会員相互の親睦を図る事業
- (5) その他部会の目的達成に必要と認められる事業

(役員)

第5条 部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 3名以内
- (3) 幹事 若干名

(役員の仕事)

第6条 部会長は，部会を招集し，その議長となる。
2 副部会長は，部会長を補佐し，部会長事故あるときはこれを代理する。

(役員を選任等)

第7条 役員は、部会員の互選により選任する。

2 部会長、副部会長、幹事は、役員の互選により選任する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(相談役及び参与)

第9条 部会に相談役及び参与を置くことができる。

2 相談役及び参与は部会長が委嘱する。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成25年10月4日から施行する。

付 則

この規約は、平成27年10月23日から施行する。

付 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

会 費 承 諾 書

私は、一般社団法人水戸観光コンベンション協会の会員として下記の会費払い込みを承諾します。

コンベンション部会費 10 口 10,000 円

令和 年 月 日

一般社団法人水戸観光コンベンション協会
会 長 加 藤 高 藏 様

事業所名 _____

代表者名 _____ (印)